日田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正について（趣旨）

１.改正する規則等

日田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則

２.目的･理由

令和7年第1回日田市議会定例会に提出した「日田市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」が可決され、改正条例を公布したことを踏まえ、所要の措置を講ずること。

３.内 容

子ども医療費助成の受給資格者証に係る規定について、新たに高校生等※の当該証明書の有効期間に係る規定を追加すること。

４.施行の時期

令和 7 年 10 月 1 日から施行。

５.意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第 8 号に該当。

（他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として規則で定めるものを内容とする規則等を定めようとするとき）